

ID: 270

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収						
例規名 根拠条項	高根沢町農業集落排水処理施設条例 第8条第1項						
例規番号	平成9年条例第4号						
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 処理施設の使用料は、均等割額及び人数割額の合計額とし、1使用者につき次の額により算出した額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>均等割</th> <th>人数割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当月額 2,500円</td> <td>1人当月額 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 多数の者が利用する、商店、事務所、公共施設等に係る前項の人数割等については管理者が別に定める基準により算出する。</p> <p>3 人数割額の算出基礎は、毎年度4月1日現在の住民基本台帳登録人数による。ただし、中途加入の場合は加入時の人数とする。</p>				均等割	人数割	1世帯当月額 2,500円	1人当月額 300円
均等割	人数割						
1世帯当月額 2,500円	1人当月額 300円						
備考							
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日				